所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書
総合特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）審査報告書
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）審査報告書
大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）審査報告書
放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第六二号）審査報告書
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書
小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五八号）審査報告書
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二四号）審査報告書

人事異動

金融庁

（検査局総務課検査企画官）内閣府事務官　岡本　宣樹
願により本官を免ずる（六月十三日）

官庁報告

法務

公証人任免

静岡地方法務局所属公証人山口晴夫は願により公証人を免ぜられた。
吉浦邦彦は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人山口晴夫の後任を命ぜられた。
和歌山地方法務局所属公証人岸本一男は願により公証人を免ぜられた。
富川照雄は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人岸本一男の後任を命ぜられた。
和歌山地方法務局所属公証人浦文計は願により公証人を免ぜられた。
古川忠雄は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人浦文計の後任を命ぜられた。
和歌山地方法務局所属公証人寺野善圀は願により公証人を免ぜられた。
奥川惠司は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人寺野善圀の後任を命ぜられた。
宮崎地方法務局所属公証人新井克美は願により公証人を免ぜられた。
永井行雄は公証人に任命され、宮崎地方法務局所属公証人新井克美の後任を命ぜられた。（以上六月一日）
東京法務局所属公証人満田忠彦は願により公証人を免ぜられた。
長秀之は公証人に任命され、東京法務局所属公証人満田忠彦の後任を命ぜられた。（以上六月二日）（法務省）

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空乗員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年6月19日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。
平成25年6月17日
厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、ジェイエア乗員組合から、賃金のグループ内格差是正等の要求に関して、平成25年6月19日以降、同組合の組合員が従事する株式会社ジェイエアの全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、東京都、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。
平成25年6月17日
厚生労働大臣　田村　憲久

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十五年六月十七日
四国経済産業局長　獅山　有邦

一　件名　四国瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十五年七月二十六日　午後一時三十分から
三　場所　高松サンポート合同庁舎アイホール（香川県高松市サンポート三番三十三号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更の認可（延滞利息制度の導入）。
2　詳細は、四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（香川県高松市サンポート三番三十三号）及び四国瓦斯株式会社の本店（愛媛県今治市南大門町二丁目二番地の四）及び支店において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した四国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「四国瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年七月十二日までに四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号七六〇―八五一二　香川県高松市サンポート三番三十三号）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、四国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、はがき（住所、氏名及び「四国瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年七月十二日までに四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号七六〇―八五一二　香川県高松市サンポート三番三十三号）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

薬務

四国経済産業局長　殿
（ふりがな）
届出者　氏　名　（郵便番号）
住　所　（電話番号）
職　業

四国瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。
平成二十五年六月十七日
国土交通大臣　太田　昭宏

一、国土調査（補助基準点測量）の実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十五年六月三日
二、調査を行う者の名称　国土交通省
三、調査地域
群馬県　館林市
岐阜県　山県市
兵庫県　加古郡稲美町
高知県　高知市、安芸市
四、調査期間　国土交通大臣承認の日から平成二十六年三月三十一日まで